

鈴鹿医療科学大学受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本大学」）において、学外から委託を受けて行う受託研究（研究、試験、検定、検査、調査、科学情報プログラムの作成及び機器の製作等）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の受け入れ)

第2条 受託研究は本大学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育、研究に支障が生ずる恐れのないと認められるものについて、理事長の許可を得て、これを受け入れることができる。

2 本学教員が個人として受託研究を受け入れてはならない。

(受託研究の受け入れの条件)

第3条 受託研究を受け入れようとする場合は、次の各号の条件に該当するものとする。

- (1) 委託者は、委託料を指定した期日までに納付すること
- (2) 委託料により購入した設備・備品等は研究終了後も委託者に返還しないこと
- (3) 委託者の都合により受託研究の全部または一部を取り消す場合は、既納の委託料を返還しないこと
- (4) 本大学または受託者の都合により、受託研究を中止することができること
- (5) 委託料に残額が生じた場合、当該残額は返還しないこと
- (6) 受託研究の結果については発表若しくは公開することを前提とし、受託者がこれを行うこと
- (7) 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これに準ずる権利（以下、「知的所有権」という。）については、契約書に明記する
- (8) 天災等やむを得ない事由により受託研究を中止した場合は、本大学は委託者の受ける損害についてその責を負わないこと

(委託研究申込)

第4条 委託者は、委託研究申込書（様式第1号）を作成し、委託しようとする研究室または研究部門等の担当する教員を経て学部長（研究所においては所長）に提出するものとする。

(委託研究と受託)

第5条 学部長（研究所においては所長）は、委託者から委託研究申込書の提出があった場合は、研究担当者の意見等を聴取した上、適当と認められるときは、受託研究承認申請書（様式第2号）に前条の委託研究申込書を添付して学長を経由して理事長に申請して承認を受けなければならない。

(受託研究の承認)

第6条 理事長は、学部長（研究所においては所長）から受託研究承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、承認する旨を受託研究承認書（様式第3号）により、学長及び学部長（研究所においては所長）並びに受託者を経て委託者に通知するものとする。

(委託研究契約書)

第7条 受託者は、理事長から受託研究の承認を受けたときは、速やかに委託研究契約書（様式第4号）により契約を締結するものとする。

(受託研究の中止または変更)

第8条 受託者は、受託研究を中止し、またはその内容等を変更する必要があるときは、受託研究変更（中止）承認申請書（様式第5号）を学部長（研究所においては所長）及び学長を経て理事長に申請し、承認を受けるものとする。

(委託料)

第9条 委託料は、受託研究に必要な直接経費のほか本大学に納入する間接経費として25%の額を含むものとする。

(委託料の保管・経理)

第10条 受託者は、委託料の納入を受けたときは、次の各号に定めるところにより、これの保管及び経理を行うものとする。

- (1) 委託料の納入は本大学が指定した口座「学校法人鈴鹿医療科学大学受託研究預金」へ振り込むものとする。
- (2) 納入された委託料は、大学間接経費25%を除き、受託者に交付される。
- (3) 受託研究経費は、委託契約ごとに、受託者の責任で帳簿を備え付け、領収書等を保管し、収入支出を明らかにすること。

(4) 旅費については、受託研究出張記録、謝金については領収書により整理すること。

(委託研究に伴う共同研究者の派遣)

第 11 条 受託者は、受託研究を行うに際して委託者から共同研究者を派遣された場合に理事長の許可を得て受け入れることが出来る。この際、本学においては研究員として取り扱われる。

(設備備品の帰属)

第 12 条 受託料により購入した設備備品は本大学に帰属し、受託者は受託研究完了後寄付願（様式第 6 号）を本大学管財課に提出するものとする。

(受託研究完了報告書)

第 13 条 受託者は、受託研究が完了したときは速やかに受託研究完了報告書（様式第 7 号）により学長を経て理事長に報告するものとする。

(受託料経理報告)

第 14 条 受託者は、委託料の経理報告を毎年度または研究完了時に、本大学研究振興課に報告するものとする。

2 経理報告は、税務監査を受けたときの資料とすることがある。

(公共団体からの委託)

第 15 条 国もしくは公社、公庫、公団等政府関係機関または地方公共団体等から委託されるものについては、この規程にかかわらず、別に取扱うことができる。

(委託料以外の金品收受の禁止)

第 16 条 受託者は、正規の委託料以外に金品を收受してはならない。

(本規程の改廃)

第 17 条 本規程の改廃は、運営協議会の議を経て行うこととする。

附 則

この規程は、平成 11 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 30 日改正施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 9 日改正施行する。